

特別民間法人・特別法人 一覧						
No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
1	中央労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)  【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第11条	労働災害の防止を目的とする事業主、事業主の団体による自主的な活動を促進するため、労働災害の防止に關し、以下の業務を行う。 ①技術的な事項について指導及び援助 ②機械及び器具について試験及び検査 ③労働者の技能に関する講習 ④情報及び資料の収集、及び提供 ⑤調査及び広報	特別民間法人	労働政策審議会における指摘事項を踏まえ、理事数の削減・支部の廃止・会費の見直し・経費節減・業績目標の設定・各災防団体等との連携強化等の取組を行った。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。 今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行なながら、業務運営の充実に努めることとした。 団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととした。
2	建設業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)  【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第36条	建設業における労働災害の防止を目的とする事業主、事業主の団体による自主的な活動を促進するため、建設業に係る労働災害の防止に關し、以下の業務を行う。 ①技術的な事項について指導及び援助 ②機械及び器具について試験及び検査 ③労働者の技能に関する講習 ④情報及び資料の収集、及び提供 ⑤調査及び広報	特別民間法人	労働政策審議会における指摘事項を踏まえ、迅速な意思決定のための内部組織の見直し・経費節減のための取組・災防規程の見直し・各災防団体等との連携強化等の取組を行った。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。 今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行なながら、業務運営の充実に努めることとした。 団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととした。
3	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)  【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第36条	陸上貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主、事業主の団体による自主的な活動を促進するため、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止に關し、以下の業務を行う。 ①技術的な事項について指導及び援助 ②機械及び器具について試験及び検査 ③労働者の技能に関する講習 ④情報及び資料の収集、及び提供 ⑤調査及び広報	特別民間法人	労働政策審議会における指摘事項を踏まえ、迅速な意思決定のための内部組織の見直し・支部への監査強化・経費節減・災害防止規程の見直し検討・各災防団体等との連携強化等の取組を行った。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。 今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行なながら、業務運営の充実に努めることとした。 団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととした。
4	林業・木材製造業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)  【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第36条	林業・木材製造業における労働災害の防止を目的とする事業主、事業主の団体による自主的な活動を促進するため、林業・木材製造業に係る労働災害の防止に關し、以下の業務を行う。 ①技術的な事項について指導及び援助 ②機械及び器具について試験及び検査 ③労働者の技能に関する講習 ④情報及び資料の収集、及び提供 ⑤調査及び広報	特別民間法人	労働政策審議会における指摘事項を踏まえ、理事数の削減・監査規定の見直し・経費節減・業績目標の設定・各災防団体等との連携強化等の取組を行った。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。 今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行なながら、業務運営の充実に努めることとした。 団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととした。

No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
5	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	【設立の根拠】 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)  【事務・事業の根拠】 労働災害防止団体法第36条	港湾貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主、事業主の団体による自主的な活動を促進するため、港湾貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、以下の業務を行う。 ①技術的な事項について指導及び援助 ②機械及び器具について試験及び検査 ③労働者の技能に関する講習 ④情報及び資料の収集、及び提供 ⑤調査及び広報	特別民間法人	労働政策審議会における指摘を踏まえ、迅速な意思決定のための内部組織の見直し・経費節減・災防規程の見直し・検討・各災防団体等との連携強化等の利組を行った。	労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。今後においても会費や会員の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととしたい。
6	全国社会保険労務士連合会	【設立の根拠】 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の34第1項  【事務・事業の根拠】 社会保険労務士法第25条の34第2項	社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うこと。	特別民間法人	○ 所管官庁による法人の事務・事業の見直しを適宜行っている。 ○ 全国社会保険労務士会連合会においては、同会の会則の規定に基づき、外部の学識経験者を含む資格審査会(※)において、業務実績評価を行っている。 (※) 資格審査会は、社会保険労務士法第25条の37に規定されており、委員は、学識経験者、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員、社会保険労務士から、厚生労働大臣の承認を受けて、選任されている。	○ 社会保険労務士法第1条の2において、社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で業務を行うことが規定されているところ、その業務の適切な実施のため、全国社会保険労務士会連合会において、的確に社会保険労務士会及びその会員の指導等が行われている。今後とも、連合会に、社会保険労務士会及びその会員の指導等の徹底を図らせていくこととする。 ○ 社会保険労務士の登録については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、社会保険労務士法の規定に従い登録事務を行わせることとし、社会保険労務士法施行規則第12条の9に基づき、毎月、登録状況を確認していくこととする。 ○ 社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験の事務については、連合会において適切に実施されている。今後とも、連合会に、毎事業年度ごとの事業計画に基づき実施させ、実施結果を確認していくこととする。 ○ 国からの委託事業については、法令による適正手続の下委託を受けた場合には、連合会の専門性を発揮し、適切に実施していくこととする。
7	中央職業能力開発協会	【設立の根拠】 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第52条 【事務・事業の根拠】 職業能力開発促進法第55条	技能検定試験問題の作成その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務の実施	特別民間法人	平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ、以下のとおり法人の事務・事業の見直しを行った。 ・技能向上対策費補助事業の予算の縮減 補助事業の一部廃止等により、平成22年度の予算額を対前年度比3割減とし、予算の大削減を行った。	技能検定職種のうち、112職種を対象として、産業界のニーズに即した試験問題の作成等を行ってきているものの、今後さらに産業動向の変化のスピードが高まっていくと予想されること、人口減少局面を迎えること、これまで以上に能力開発の重要性が高まり、また、多様化することが予想されることを考慮すると、より一層多様なニーズに機動的な対応がとれる体制の整備と、事業の効率的な執行に向けた不断の見直しが必要。

No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
8	企業年金連合会	[設立の根拠] 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第37条  [事務・事業の根拠] 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条	①中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給 ②企業年金制度間のポートアビリティの拡充に対応した年金通算事業 ③会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの ・会員の行う事業についての助言および連絡 ・会員に関する教育、情報の提供および相談 ・会員の行う事業および年金制度に関する調査および研究 ・その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業 ④国が代行返上基金および解散基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務ならびに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務	特別民間法人	各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度である支払保証事業について、支払保証事業のあり方にに関する検討会でとりまとめられた「支払保証事業のあり方にに関する検討会報告」(平成26年1月)を受け、平成26年4月に廃止することとした。	老後に向けた資産形成のための私的年金制度の重要性が高まる中で、企業年金加入者等の資産形成を促進するため、企業年金連合会は、企業年金制度の発展を図るために研修・相談などの社会的ニーズの高い事業を引き続き充実させていく必要がある。 また、企業年金の中途脱退者等に対する通算年金の記録管理や給付に伴い、保険者として年金資産を安全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。その上で、会員拡大による収入の確保に努め、引き続き健全な運営を目指すことが重要である。
9	石炭鉱業年金基金	[設立の根拠] 石炭鉱業年金基金法(昭和42年法律第135号)第6条  [事務・事業の根拠] 石炭鉱業年金基金法第4章	石炭鉱業を行う事業場における坑内員及び坑外員に対する年金たる給付及び一時金たる給付の支給	特別民間法人	事業運営を効率的に実施するよう継続的な努力を行い、平成22年度から職員給与の削減を実施し、削減後の状態を維持するとともに、職員の削減も実施したこと。	加入員である坑内員・坑外員に対する生活の安定と福祉の増進のため、年金の記録管理や支払業務を円滑に実施していくとともに、保険者として年金資産を安全かつ効率的に管理・運用を実施していかなければならない。 その上で、年金受給者に係る情報管理及びセキュリティに万全を期し、より一層の適正な運営を目指していくことが重要である。
10	社会保険診療報酬支払基金	[設立の根拠] 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)  [事務・事業の根拠] ・社会保険診療報酬支払基金法 第15条 ・高齢者の医療の確保に関する法律 第139条、第142条及び附則第11条 ・国民健康保険法附則 第17条 ・介護保険法 第160条 ・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 第26条	①審査支払業務 ・医療機関等から提出される診療報酬請求書等の審査 ・医療機関等に対する診療報酬等の支払 ②退職者医療関係業務 ・国民健康保険法に基づく拠出金の徴収と交付金の交付 ③介護保険関係業務 ・介護保険法に基づく納付金の徴収と交付金の交付 ④高齢者医療制度関係業務 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前期高齢者交付金の交付及び前期高齢者納付金等の徴収並びに後期高齢者交付金の交付及び後期高齢者支援金等の徴収 ・厚生労働大臣の認可を受けて実施する事業(特定健診等決済代行事業及び被扶養者情報通知経由事業) ⑤病床転換助成事業関係業務 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金等の徴収と交付金の交付 ⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務 ・特定B型肝炎ウイルス感染者からの請求に基づく、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給 ・特定無症候性持続感染者の定期検査費等の支払	特別民間法人	平成28年2月に規制改革会議から、「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に関するご指摘があり、平成28年4月に厚生労働省において、外部の有識者による「第1回データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」を開催し、現在、検討を行っているところである。	有識者検討会においては、平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第、速やかに措置することとしている。
11	健康保険連合会	[設立の根拠] 健康保険法(大正11年法律第70号)第184条  [事務・事業の根拠] 健康保険法附則第2条	①制度改革のための活動 ②医療費適正化のための活動 ③健保組合間の共同事業の推進 ④健保組合運営のサポート活動 ⑤情報提供事業 ⑥調査研究活動 ⑦広報事業 ⑧健康保険組合事務費補助金交付事業 ⑨大阪中央病院の運営	特別法人	各事務・事業の見直しについては、健康保険組合連合会に設置する各事業の委員会において、見直しを行っている。 ・医療制度等対策委員会 ・広報委員会 ・交付金交付事業委員会 等	当該事務・事業は、健康保険組合の健全な発達を期するために必要なものであることから、引き続き実施するとともに、当該事務・事業を効果的に運営する観点から、健康保険組合連合会が行うこととする。

No.	法人名	根拠法令	事務・事業内容	法人類型	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
12	国民年金基金連合会	[設立の根拠] 国民年金法（昭和34年法律第141号） 第137条の2の5  [事務・事業の根拠] ・国民年金法第137条の15 ・確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第3項	①国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給 ②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基積立金を付加する事業 ③国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業 ④個人型確定拠出年金の管理運営事業	特別法人	確定拠出年金個人型年金運営管理事業について、第190回通常国会において成立した確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、①個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大（公務員や第三号被保険者等への拡大）（平成29年1月1日施行）、②確定拠出年金掛金の拠出限度額の年単位化（平成30年1月1日施行）、③小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛け金追加納付制度の創設（公布の日から2年以内で政令で定める日に施行）、④企業年金等とのボーナボリティの拡充（公布の日から2年以内で政令で定める日に施行）、⑤国民年金基金連合会の広報啓発業務の追加（平成29年1月1日施行）等の措置が講じられており、それぞれの施行期日から必要な業務を実施する予定。	老後に向けた資産形成のための私的年金の必要性や役割は高まっており、自営業者等の資産形成の促進のため、国民年金基金連合会は、国民年金制度の安定的な制度運営及び発展を図っていく必要があります。また、第190回通常国会において成立した確定拠出年金法等の一部を改正する法律に盛り込まれている個人型確定拠出年金の制度改正に適切に対応し、個人型確定拠出年金の制度の発展を図っていく必要があります。 また、中途脱退事業や給付確保事業・共同運用事業における年金資産を安全かつ効率的な管理・運用を引き続き実施していくなければならない。 その上で、国民年金基金に関する事業及び個人型確定拠出年金の管理運営事業とともに、収入と支出のバランスのとれた健全な運営を目指す必要がある。